

J R 東海労幹関西地「発」第7号
2020年6月18日

株式会社関西新幹線サービック
代表取締役社長 小寺 忠幸殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 畑野 浩孝

「新型コロナウイルス」感染防止としての自宅待機に関する緊急申し入れ

6月4日、「新型コロナウイルス」感染防止に関する団体交渉を開催した。

新大阪第一事業所の「業務量削減への対応について」の掲示によると、4月24日以降の「担務変更」や「自宅待機」などの勤務変更は、新型コロナウイルス感染症の感染防止と業務運営の維持が目的とされている。

しかし、第一事業所の現実には団交で明らかにしたように、竹腰所長が「課題を提出していない人には自宅待機をさせるな」と言ったり、山崎科長が「自宅待機でやるべき事をやっていないから別の人に自宅待機させる」と言っただけで済まない由々しい事態となっている。

それは、5月分、6月分の勤務指定表では、自宅待機をさせるべき担務を指定された組合員が、作業のある担務に勤務変更してまで自宅待機をさせない「自宅待機外し」が続いている。つまり、第一事業所ではコロナ対策が恣意的に労務管理対策に歪められている。また6月4日の団交では、「第三者を経由して聞いたことには回答できない」という不誠実な対応であったため、本社として第一事業所の実態を把握して所長と課長に対して注意・指導するように求めた。

しかしながら、その後も現在に至るまで自宅待機外しは続いている。極めて遺憾であり許しがたい事態である。したがって下記の通り緊急に申し入れるので早急に回答すること。

記

1. ただちに特定の数人に対する自宅待機外しを解消すること。
2. 第一事業所だけがやらせている「課題の提出」を止めること。
3. 6月24日までに労使協議の場を設定すること。
4. 竹腰第一事業所長と山崎科長の「自宅待機外し」の言動等についての実態を把握し、謝罪させること。

以上